

第4 消防機関へ通報する火災報知設備

令第23条及び規則第25条の規定によるほか、次によること。

1 消防機関から著しく離れた場所

令第23条に規定する「消防機関」とは、消防署、消防出張所及び庁舎とし、「著しく離れた場所」とは、概ね直線距離で10km以上離れた場所とする。 ☆

2 歩行距離

規則第25条第1項に規定する「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。 ☆

3 火災通報装置

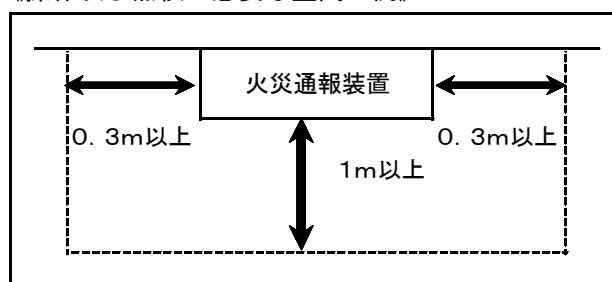
火災通報装置は、認定評価品とすること。 ☆

4 設置場所等

令第23条第2項及び規則第25条第2項の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下この第4において「防災センター等」という。）が複数ある場合は、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
- (2) 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられていること。
- (3) 温度、湿度、衝撃、振動、地震による震動等の影響を受けないように設けること。
- (4) 火災通報装置の前面に1m以上、両側面に0.3m以上の操作及び点検上必要な空間を保有すること。

《操作及び点検に必要な空間の例》



- (5) 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。
- (6) 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設けること。
- (7) 手動起動装置及び非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示すること。
- (8) 手動起動装置は、床面からの高さが0.8m（椅子に座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。

5 電話回線との接続

電話回線との接続は、次によること。

第2章第3節 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

- (1) 電話回線はアナログ回線とすること。電話回線をデジタル回線としている場合は、アナログ回線を別途確保し、当該回線に火災通報装置を接続すること。
- (2) 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続すること。この場合において、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。 ☆
- (3) 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの1回線を使用すること。 ◇

6 配線及び電源

規則第25条第3項第3号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。

7 通報内容（蓄積音声情報）

「火災通報装置の基準」（平成8年告示第1号。以下この第4において「告示基準」という。）第3第5号（3）の規定によること。この場合において、電話番号については、当該防火対象物の代表電話番号（火災通報装置専用回線以外のもの）を選定すること。 ◇

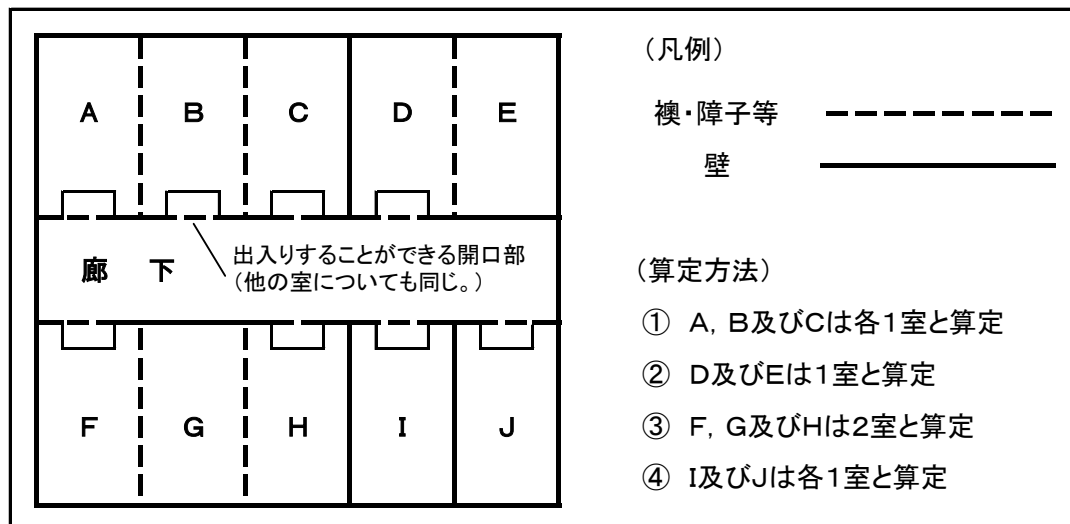
（令2・一部改正）

9 特例適用の基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であって、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、名称及び電話番号の情報その他これらに関連する内容をいう。）が明示されている場合は、火災通報装置を設置しないことができる。
 - ア 令別表第一（5）項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの。この場合における宿泊室とは、次のものをいう。
 - (ア) 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）に定める構造設備の基準における客室。この場合において、客室数は当該防火対象物に掲示されている旅館営業許可証で確認すること。
 - (イ) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定するもの以外の防火対象物の宿泊室数算定は、廊下等共用部分から直接出入りすることができる開口部の有無により判断し、開口部がある場合は、1室と算定すること。

《宿泊室数算定の例》



イ 令別表第一(6)項イ((1)及び(2)を除く。)のうち、病床数が19以下であるもの

ウ 令別表第一(6)項ハのうち、通所施設(就寝施設を有するものを除く。)であるもの

- (2) 同一敷地内に火災通報装置の設置義務のある棟が複数ある場合で、次のア及びイに適合する場合は、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟(以下この第4において「別棟」という。)に遠隔起動装置を設置すれば、別棟に火災通報装置を設置しないことができる。

ア 火災通報装置本体及び別棟に設置される遠隔起動装置の一は、防災センター等に設置すること。ただし、無人となることがある別棟に設置される遠隔起動装置については、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際しすみやかに操作することができる箇所及び防災センター等に設置すること。

イ 主たる棟と別棟の防災センター等には、相互間で同時に通話することができる設備を第1 自動火災報知設備2、(2)の規定の例により設けること。

- (3) 次のアからウに適合する場合は、火災通報装置をISDN回線に接続することができる。

ア 接続装置

火災通報装置をISDN回線と接続するために使用するターミナルアダプタ(以下この第4において「TA」という。)は、次によること。

- (ア) 火災通報装置の音声信号を正確にISDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること

第2章第3節 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

- (イ) 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。
- (ロ) 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。
- (エ) 64kbpsの送受信情報量にしか対応していない（64kbpsを超える値に設定できないこと。）こと。

イ 接続方法

- (ア) 火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してISDN回線に接続し、送出する機能を持ったTA（以下この第4において「火災通報優先接続型TA」という。）を用いる場合は、次によること。
 - a 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
 - b アナログ端末機器を接続する場合は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - c TA及びデジタル端末機器を接続する場合は、デジタル端末機器用端子に接続し、送受信情報量を64kpbs以下とすること。
- (イ) 火災通報優先接続型TA以外のTAを用いる場合は、次によること。
 - a 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - b 火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。
 - c デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kpbs以下とすること。
 - d デジタル端末機器用端子には、他のTAを接続しないこと。

ウ TAの設置場所及び点検については、次によること。

- (ア) TAは、湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置し、地震等による転倒を防止する措置を講じること。
 - (イ) 火災通報装置を法第17条の3の3の規定に基き点検を実施する際には、TAの機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて報告すること。
- (4) 通常、無人となる防火対象物のうち、次のすべてに該当するものにあつては、火災の際、従業者により有効に通報することが困難なため、火災通報装置を設置しないことができる。
- ア 防火対象物の用途は、駐車場又は倉庫であること。
 - イ 防火対象物は通常無人であり、守衛室、管理人室その他の従業者の立ち寄る施設が設けられていないこと。

第2章第3節 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

- (5) 令別表第一（5）項イに掲げる防火対象物において、人を宿泊させる間、宿泊者を除く関係者が不在となる場合、次に掲げる要件を満たすものについては、火災通報装置を設置しないことができる。
- ア 自動火災報知設備の火災信号と連動すること等により、火災が発生した旨を迅速に関係者（警備会社等を含む。）へ伝達することができる設備を設置すること。
- イ 前アの連絡を受けた関係者が直ちに消防機関に通報するとともに、現場に駆けつけ、非火災報又は誤作動であることが判明した場合は、直ちに消防機関に連絡することが可能な体制を有すること。
- ウ 消防隊が関係者より先に現場到着した場合に、消防隊が受信機に容易に到達できるように受信機設置室の施錠扉に破壊用小窓を設ける等の措置を講じること。
- エ 前アにおいて自動火災報知設備等と連動するものにあつては、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じること。
- (ア) 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
 - (イ) 二信号式の受信機の設置
 - (ウ) 蓄積付加装置の設置
 - (エ) 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置
- (6) 「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成8年8月19日付け消防予第164号）別添2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」に基づき設置されたものは、令第21条第3項第5号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動」に適合しているものとみなす。
- (7) 令別表第一（6）項イ（1）若しくは（2）又はロ（以下「（6）項ロ等」という。）が存する同表（16）項イに掲げる防火対象物で、（6）項ロ等部分と他の用途が、次に定める不燃区画等で明確に区分されており、かつ、当該（6）項ロ等部分からの火災信号による連動起動のみでも早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、当該部分のみからの連動とすることができる。この場合において、（6）項ロ等部分の自動火災報知設備の警戒区域については、当該部分を別警戒区域とするなど識別が容易にできるような措置を講ずること。
- ア 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸で区画されていること。
- イ 前アの区画を貫通する風道には、防火ダンパーが設けられていること。
- ウ 前ア及びイと同等以上と認められる措置により区画されていること。
- ((1)令2・一部改正、(5)～(7)令2・追加)